

経営者・法務担当者向けセミナーのご案内

30名限定
1社2名まで

その広告 そのHPの 知らない落とし穴

近時の違反事例を元に優良誤認・ステマ等
景品表示法の解説

景品表示法は、消費者向け広告等を行なう事業者全般に関係する法律です。近時、2024年8月8日に、大手パーソナルジム等運営会社の広告に関し、消費者庁から景品表示法に違反する行為(優良誤認・ステルスマーケティング告示が)認められたとして、措置命令(違反事実の一般消費者への周知や再発防止策等を講じること等の命令)が出されました。消費者向け広告は、ある程度のインパクトを持つものでなければ、他者優位にならない難しさもあり、企業においては、どの程度まで表現、表示が許されるのか、その線引きに苦慮されていることも多いかと思えます。一方、景品表示法に違反した場合には、企業名が公表されてしまうなど、事業活動に多大な影響を与えてしまいます。本セミナーでは、近時の違反事例を題材に、景品表示法の入門的な解説に加え、限界事例の解説、企業としてとるべき選択について解説致します。

日時

11月14日(木)

14:00~16:00

受付開始: 13:30より

料金

無料

会場

三甲大阪本町ビル3階
大阪府大阪市中央区
本町2丁目3-8

セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXでご送信下さい。FAX: 06-4708-6203

貴社名		参加者名	参加人数: 名
メールアドレス		@	
ご住所		電話番号	

主催

〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL: 06-4708-6202 担当: 谷川・徳田



- ◆景品表示法解説（優良有利誤認・ステマ）
- ◆近時違反事例の紹介・解説
- ◆広告表示における限界事例の検討・解説

開催要項

■ 開催日：2024年11月14日(木) 14:00～16:00

申込締切
11月12日(火)

■ 会場：三甲大阪本町ビル3階

■ 受付開始：13:30より

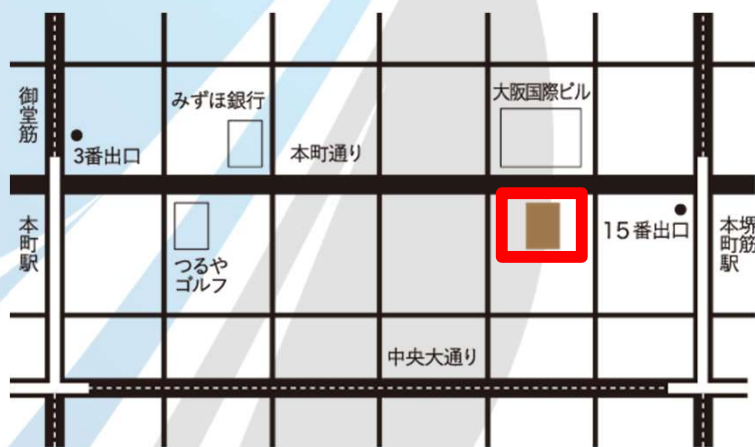
■ 住所：〒541-0053

大阪府大阪市中央区

本町2-3-8

■ 受講料：無料

■ 講師：グロース法律事務所 谷川・徳田



講師紹介



【学歴】
立命館大学法学部卒業
立命館大学大学院法学研究科博士前期課程修了
司法修習 54期（平成13年10月弁護士登録）
【役職等】
経営革新等支援機関
認定事業再生士（CTP）・認定ハラスメント相談員（一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会）
【所属団体】
一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会
経営法曹会議・吹田商工会議所
【講演歴】
中小企業金融円滑化法の期限切れに向けて企業が取るべき対応策（H24.9.12大阪弁護士会）等多数
【公職】
吹田市開発審査会・建築審査会 委員

グロース法律事務所
弁護士 谷川 安徳



【学歴】
同志社大学文学部卒業
立命館大学法科大学院修了
司法修習 63期（平成22年12月弁護士登録）
【所属団体】
一般社団法人 大阪青年会議所
【講演歴】
・必ず役に立つ相続・後見セミナー
・労務トラブルでの証拠の残し方
・社会福祉法人の理事長・理事・幹部様向け人事労務セミナー
・債権回収において知っておくべき3つのポイント
～いざという時からは間に合わない？債権回収時に必ず知っておくべき事項～
・社会保険労務士様向けハラスメント対策実務勉強会
・社会福祉法人向け実務セミナー～介護・保育事故の実務～
・業務委託契約書の重要チェックポイント 等多数

グロース法律事務所
弁護士 徳田 聖也

メールマガジンのご案内

弊所では、企業経営で必要となる情報や、弊所セミナーの開催情報を、定期的にメールマガジンで配信しております。会社経営において、法的リスクから守り、経営を盤石にする視点でお送りをさせていただきます。右記のQRコードよりご登録をいただき、御社の健全な事業活動の発展にお役立ていただけますと幸いです。

